

住民税務課

◆被災された皆さんへ雑損控除等説明会のお知らせ

平成 29 年分確定申告の事前準備として、被災された際の雑損控除、災害減免法などの手続きについて事前説明会を開催します。

- 日 時：平成 29 年 11 月 28 日（火） 13:30 ～
- 場 所：保健福祉センターいずみ館 多目的ホール
- お問合せ：甘木税務署（電話：0946-22-2720）または 役場住民税務課（電話：0946-72-2311）

◆平成 29 年分農業所得申告説明会のお知らせ

来年の確定申告について、税務署による農業所得申告の事前説明会を開催します。

- 日 時：平成 29 年 11 月 28 日（火） 14:30 ～
- 場 所：保健福祉センターいずみ館 多目的ホール

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 住民税務課（電話：0946-72-2311）

農林観光課

◆「農地の出し手、受け手を募集します！」

農地中間管理機構（公益財団法人 福岡県農業振興推進機構）を通じて、農地の貸借を行いませんか！農地中間管理機構は、農地を貸したい出し手から、規模拡大などを行いたい受け手（担い手）への農地の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる組織です。

農地中間管理機構は、公的機関ですので、農地の出し手は、確実に賃料が振り込まれる等、安心して貸し出すことができます。全農地（10a 未満の自作地を除く）を 10 年以上（15 年以上）貸し付けた際は、権利設定した翌年から 3 年間（5 年間）、固定資産税が 2 分の 1 に軽減されます。また、受け手は、契約や地代の支払いを一本化できるメリットがあります。

申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

平成 29 年度 第 2 回公募

内 容	期日（予定）
農地の出し手の募集	随時
農地の受け手の公募	受付中（～ 11 月 30 日（木）まで）
機構を通じた農地の権利設定 （出し手 → 機構 → 受け手）	平成 30 年 5 月 1 日（火） 又は 6 月 10 日（日）

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 農林観光課（電話：0946-72-2313）
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構（電話：092-716-8355）
福岡県水田農業振興課（電話：092-643-3474）

◆九州北部豪雨災害時の写真を提供ください

村では、7月5日に発生した九州北部豪雨災害の写真を災害記録用として集めています。住民目線でとらえた写真、災害に向き合った方々の様子を写した写真など幅広く収集したいと思っていますのでよろしくお願い致します。

【提供いただきたい写真】

- ・災害当時の様子が分かる写真
- ・デジタルカメラ、携帯電話、スマートフォンで撮影したもの

【提供方法】

東峰村役場企画政策課まで、メールまたは郵送でお寄せください。

メール：kikaku@vill.toho.fukuoka.jp

送付先：〒838-1792

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課

※送付の際は、メモ等に以下の内容を記載してください。

- ・氏名（ふりがな）
- ・住所
- ・電話番号
- ・撮影日、撮影場所

【留意事項】

- ・提供いただいた写真の著作権は撮影者（応募者）に帰属しますが、東峰村は提供された写真を広報や村の事業等で自由に使う権利を保有するものとします。使用する際は、写真のサイズ変更やトリミングなどの加工をする場合がございます。ご了承ください。
- ・提供いただいた写真は返却いたしません。



お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課（電話：0946-72-2311）

保健福祉課

◆高額介護（予防）サービス費の負担上限額の見直しについて

介護保険サービスを利用する場合、支払う利用者負担金には月々の上限が設定されており、その上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

対 象	これまでの負担上限	11月支払い分からの負担上限
世帯の誰かが村民税を課税されている人	37,200 円（世帯）	→ 44,400 円 （世帯）〈見直し〉

※ただし、長期に渡り介護保険サービスを利用されている方に配慮し、65歳以上の方すべての利用者負担割合が1割の世帯は、446,400円（37,200円×12月）の年間上限額が設けられます。（3年間の時限措置）

お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課（介護保険係）（電話：0946-74-2311）

教育委員会

◆朝倉地区人権啓発情報センター 「人権・ふれあいフォトコンテスト」入賞作品展

■期 間：12月2日（土）～12月28日（木）9:30～21:30まで

■場 所：保健福祉センター いずみ館

■主 催：朝倉地区人権啓発情報センター

※詳しくは、朝倉地区人権啓発情報センター（電話：0946-52-1182）へ。

教育委員会

◆ご存知ですか？ 「児童の権利に関する条約」

1989年の国際連合総会で採択され、わが国では1994年に発効した「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての子どもの権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を図り、その健やかな成長や幸せのためにつくられたものです。

子どもの権利を守りましょう。

【条約の主な内容】

- ・子どもは教育を受けることや遊ぶことが認められるべきです。
- ・子どもは自由に考え、信じる事が認められるべきです。
- ・家庭環境に恵まれない子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- ・子どもは、あらゆる差別や暴力、虐待などの不当な扱いから守られるべきです。

お問合せ

福岡県人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課（電話：092-643-3134）
（FAX：092-643-3122）

1 実施日

■ 平成 29 年 4 月 18 日 (火)

<対象・教科> 小学 6 年生 国語 算数
 中学 3 年生 国語 数学



2 結果分析

【小学部】…全ての科目で、全国・県よりも上回っている。

A 問題：基礎的な知識 B 問題：活用力・応用力

正答率	全国学力・学習状況調査			
	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
本校	76.0	65.0	80.0	48.0
福岡	76.0	58.0	79.0	46.0
全国	74.8	57.5	78.6	45.9

(1) 設問内容から

教科	正答率が高い内容	正答率が低い内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> 目的に応じて必要な情報を見つけて読む。 文章の情景について考える。 スピーチメモよさを理解している。 登場人物の相互関係や心情、場面についての描写を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 文章の表現の特徴を理解して読む。 目的や意図に応じ、必要な内容を整理して書く。 考えを深めるための発言の意図を理解している。 目的や意図に応じて、話の構成や内容を工夫し、場に応じた言葉遣いで自分の考えを話す。
算数	<ul style="list-style-type: none"> 小数の乗法の計算の仕方を理解している。 整数の乗法の計算をすることができる。 加法と乗法の混合した整数と小数の計算をすることができる。 資料を表に分類整理できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2つの数量関係を理解し、きまりを記述できる。 直線の数とその間の数の関係に着目して示された方法を問題場面に適用することができる。 身近なものに置き換えた基準量と割合を基に、比較量を判断し、その判断の理由を記述できる。

(2) 生活状況調査から

子どもたちの意識や生活状況を調べる質問紙の回答結果は、下記の通りである。

○学力向上に効果があったと思われるもの ●課題と思われるもの

- 子ども達は、学校に行くのが楽しい、友だちに会うのが楽しいと思っている。
- 先生は、授業やテストで間違えたところや理解していないところを分かるまで教えてくれる。
- いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思い、人の役に立つ人間になりたいと思っている。
- 友達の意見を生かしたり折り合いをつけたりして、意見をまとめることができる。
- 家で学校の宿題をしている割合が、全国に比べてやや低い。
- 将来の夢や目標をもっていると答えた割合が、全国に比べて低い。

【中学部】…全ての科目で、全国・県よりも上回っている。

A 問題：基礎的な知識 B 問題：活用力・応用力

正答率	全国学力・学習状況調査			
	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
本校	89.0	81.0	82.0	56.0
福岡	77.0	71.0	63.0	46.0
全国	77.4	72.2	64.6	48.1

(1) 設問内容から

教科	正答率が高い内容	正答率が低い内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> 漢字を読むこと、書くこと。 文章の中での適切な語句の選択と使い方を理解すること。 古典文章、資料の活用、文章の読解すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 比喩を用いた表現に対して自分の考えを書く。 相手の反応を踏まえて表現を工夫して話す。(状況に応じて言葉を選択する)
数学	<ul style="list-style-type: none"> 正の数、負の数、文字式、方程式の意味を理解し、適切に処理する。 平面や空間における図形の特徴を理解し、長さや角度、体積を求める。 比例、反比例、一次関数の式やグラフについて理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 錯角、関数、資料の範囲など、用語の意味を理解する。 判断理由や問題解決の方法を数学的な表現を用いて説明する。

(2) 生活状況調査から

子どもたちの意識や生活状況を調べる質問紙の回答結果は、下記の通りである。

○学力向上に効果があったと思われるもの ●課題と思われるもの

- 「朝食、睡眠時間」などの生活習慣が定着している生徒が多い。
- 学級みんなで協力してやり遂げて嬉しかったという経験をした生徒が多い。
- 先生は、授業やテストで間違えたところや理解していないところを分かるまで教えてくれる。
- いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思い、人の役に立つ人間になりたいと思っている。
- 学校の勉強は、将来自分の役にたつと思っている。
- 家庭学習では、復習をしているが予習は少ない。「難しいことでも失敗を恐れず挑戦してますか?」「自分の意見や考えを発表することは得意ですか?」の問いに当てはまると回答した生徒はいなく、どちらかと言えば当てはまると答えている生徒が、約50%であった。この結果から、課題を与えればできるが、自ら率先して行う態度が不足していると考えられる。
- 読書は好きだが、実際に読書をしている生徒が少ない。

3 今後の学力向上の取り組み

【小学部】

- 「自学のすすめ」の学習を通して家庭学習のあり方を見直し、子どもたちが主体的に取り組むことができるようにノート指導を行う。
- 複数の教師で行う授業や個に応じた支援を工夫し、活用力を育成する授業づくりに努める。
- 一時間の学習の中で、必要な情報を選択したり、根拠を明らかにしながら説明を書いたり話したりする内容を取り入れる。

【中学部】

- 働くことの意義を理解し、多様な生き方に関する様々な情報を取捨選択しながら、自ら具体的に判断できる能力を身につけさせる。
- 家庭での「自主学习」を定着させるために、復習に加えて予習を取り入れた学習を家庭と連携しながら推進する。
- 毎日の補充学習の内容充実と実施の徹底、朝の読書活動や各種検定の推進、村講師を効果的に活用し、個に応じた学習等の工夫を日々の活動を通して計画的に実施する。

【教育委員会】

教師の熱心な指導や指導方法の工夫改善加配、村雇用講師の活用により、個に応じた指導が行われ、効果として表れている。今後も、東峰学園の人的・財政的な支援を積極的に行うとともに、研修による教師の指導力向上を図る。また、教育は保護者・地域と密接に関連しており、今後さらにコミュニティ・スクール（地域とともにある学校づくり）を推進し、児童生徒の全人的な成長を図っていく。

お問合せ

東峰村教育委員会（電話：0946-72-2301）